

発信年月日：平成29年3月21日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1126
企画総務部 税務課	安森 徹	徴収対策室長 大嶧 聡		FAX 0837-23-1219
件名	市税や料金のクレジットカードによる納付サービスを県内で初めて開始			

財政運営の根幹をなす市税や料金の安定的な確保を図るとともに、納付される方の利便性の向上及び納付機会の拡充を図るため、平成29年度から県内で初めて市税や料金のクレジットカードによる納付サービスを開始します。インターネットの「Yahoo! 公金支払い」サイトを利用し、外出しなくてもパソコン・スマートフォンを使って、24時間いつでも納付書に記載の確認番号等を入力することで納付ができるようになります。

記

- 1 対象となる税金・料金
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、保育料、市営住宅使用料
- 2 取扱いできるもの
法定納期限内の納付書に限ります
納付書に6ケタの確認番号の記載があるもの
- 3 取扱いできないもの
納期限の過ぎた納付書（確認番号が【***】で埋められている納付書）
特別徴収(天引き)や、口座振替分
- 4 利用可能なクレジットカード
MasterCard、VISA、JCB、ダイナースクラブ、アメリカンエクスプレス、Yahoo! JAPAN、UC、セゾンカード、TS CUBIC
- 5 納付方法
(1) 納付書とクレジットカードを用意してください。
(2) インターネットに接続し、「Yahoo! 公金支払い」にアクセスします。
(3) サイトの案内に従い、納付書記載の「発行年度」「通知・識別番号」「納付番号」「確認番号」、クレジットカード情報等を入力することで手続きが完了となります。
- 6 決済手数料について
クレジットカードによる納付を行う際に、皆様にご負担いただく手数料で1件ごとにかかり、納付サイトの運営者に支払っていただくものです。
ご負担いただく手数料は、納付額1万円までは54円(税込)、2万円までは162円(税込)かかり、以降、納付額が1万円増えるごとに108円(税込)ずつ加算されます。

7 注意事項

- (1) 領収証は発行されませんので、カード会社が発行する利用明細書などをご確認ください。
- (2) 「納税証明書」、車検の際に必要な「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」の発行は、約 15 日～30 日程度要しますので、お急ぎの場合は、金融機関、コンビニ、税務課、支所出張所で納付していただき、領収書を税務課、支所等の窓口に提示いただければ、納税証明書を交付することができます。
- (3) クレジットカード納付は、「都度払い」です。期別の納付書ごとに手続きが必要となります。
- (4) インターネット利用の通信料などは、自己負担となります。
- (5) クレジットカードで納付後、誤って金融機関、コンビニ等で納付された場合（二重納付）、税金・料金は還付となりますが、決済手数料はお返しできませんのでご注意ください。
- (6) クレジットカード納付は、カードの名義人の方が行ってください。
- (7) 詳細は、長門市ホームページ内の「クレジット納付について」に掲載しています。

8 問い合わせ

- ・ 税務課徴収対策室 TEL 0837-23-1126
(市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税)
- ・ 保険課 TEL 0837-23-1130 (国民健康保険料)
- ・ 子育て支援課 TEL 0837-23-1156 (保育料)
- ・ 都市建設課 TEL 0837-23-1147 (市営住宅使用料)